木津川市立木津川台小学校

いじめ防止基本方針



木津川市立木津川台小学校

目 次

はし	じめに		
1	いじめに対する基本認識		
(1)	いじめの定義		1
(2)	いじめの基本認識		1
(3)	いじめの態様		1
(4)	いじめの構造	•••••	2
2	いじめの未然防止		
(1)	人権教育の充実		3
(2)	道徳教育の充実		3
(3)	体験活動の充実		3
(4)	「ことばの力」の育成		3
(5)	児童生徒の主体的な活動の充実		3
(6)	居場所づくり		3
(7)	未然防止策の効果検証と見直し		4
(8)	家庭・地域との連携		4
(9)	未然防止策の計画の作成や実施に当たって	•••••	4
3	いじめの早期発見		
(1)	いじめアンケートの実施		5
(2)	相談しやすい環境づくり		5
(3)	定期的な教育相談の実施		5
(4)	教職員研修の充実とチェックリストの活用		5
(5)	家庭や地域との連携		5
(6)	関係機関との連携		6
4	いじめへの対応		
(1)	初期対応		6
(2)	事実の確認		6
(3)	対応の方針決定及び指導		7
(4)	保護者との連携		7
(5)	関係機関等との連携		7
(6)	教育委員会への連絡		7

5 いじめ問題に取り組む体制の整備

(1) Γ	「木津川市木津川台小学校いじめ対策 委員会 」	の設置・・・・	8	
6 ネ	ペットいじめへの対応			
(1) ネ	ットいじめの未然防止		9	
(2) ネ	ットいじめの早期発見・早期対応		9	
7 重	重大事態への対処			
(1)重	大事態とは		10	
(2)重	大事態発生時の学校の対処		11	
【資料	以編】			
1	いじめ対応マニュアル(組織的ないじめ対	応の流れ)	(1)	
2	重大事態発生時の対応フロー図(学校用)		(2)	
3	重大事態発生時報告様式について		(3)	
4	いじめ防止に係る年間計画		(4)	
5	人権アンケート		(5~6)	
6	教職員の振り返りチェックリスト		(7)	
7	学校が読む「いじめ防止推進法」概要		(8~9)	
9	知っていますか「いじめ防止対策推進法」!	学校編	(10)	
10	相談に関する専門機関		(11)	

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の心や体を深く傷つける重大な人権侵害行為であるとともに、ときにはその生命に危険を生じさせるおそれがあるものです。

また、近年の急速な情報技術の発展と携帯電話等の普及により、メール・ブログ等でのいじめやSNSでの誹謗中傷書き込み・仲間外しなど、新たないじめ問題が起こっています。

こうした中、いじめ防止等に向けた国や地方公共団体、学校等の責務を明らかにし、その対策の基本となる事項を定めた「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

学校においては、全ての教職員がいじめについての基本認識や、いじめ問題に取り組む基本姿勢について十分理解し、校長のリーダーシップのもと、教育委員会をはじめ各関係機関との連携を図りながら、地域や家庭の協力のもとに、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

このため、木津川台小学校は、いじめ防止対策推進法に則り、この「木津川台小学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応等に向けた学校における基本方針の策定や取組への具体的な方針を示すことで、学校全体で積極的にいじめ防止等の対策に取り組み、いじめを許さない学校づくりを進めていきます。

そして、すべての児童生徒一人一人を大切にし、安心して学校生活をおくる ことができ、共に「学び」「喜び」「成長し」未来を力強く生きる子どもの育成 を目指していきます。

木津川市立木津川台小学校

1 いじめに対する基本認識

いじめは「人として決して許されない行為である」という認識のもと、次 のことについて、教職員だけでなく、すべての関係者が連携していじめ防止 等の対策にあたります。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している 等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響 を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行 為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第二条 より】

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うこと なく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

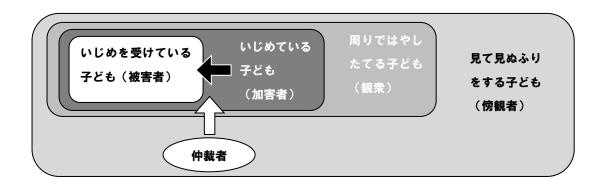
(2) いじめの基本認識

- ① いじめは、人として決して許される行為ではない。1)
- ② いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであり、全ての児童に関係する問題である。²⁾
- ③ いじめは教師や大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい問題である。
- ④ いじめは「いじめられているということを知られたくない」「仕返しが怖い」等という子どもの心理がはたらくことがあるため、大人には相談しにくい問題である。
- ⑤ いじめ、は学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、 一体となって取り組むべき問題である。

(3) いじめの態様

- ① 冷やかしやからかい、悪口や文句、いやなことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、捨てられたりする
- ⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる

(4) いじめの構造4)



- 1) いじめ防止対策推進法 第四条では「児童等は、いじめを行ってはならない。」と、いじめ の禁止を規定しています。学校の教職員は、「決していじめを許さない」という姿勢を貫か なくてはいけません。
- 2) いじめ問題は、特定の児童生徒に関わる問題ではなく、全ての児童生徒に関係する問題であることを認識しなければなりません。
- 3) いじめの件数は『認知件数』と表現されます。これは、平成18年度の文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から用いられました。

それまでは『発生件数』とされていましたが、報告される件数は、あくまで教師によって認知されたものに限られるため、発見できたもの、あるいは発覚したものがすべてであるかのように見なして『発生件数』と表現してしまうことは、少なからず事実を過小評価してしまう危険性があるために変更されたものです。

この変更の趣旨は、単に実態に即した表現の変更だけではなく、「いじめは見つけにくい行為であることを認識し、積極的な掘り起こし等によって、いじめを把握するよう努力するべきである」という意味合いも含まれています。

学校におけるいじめへの対応には、非認知件数を減らし、真の発生件数を把握しようとする 積極的な取組が求められています。 (『教育委員会月報』No.745 参照)

4) いじめの構造は、不変的なものではなく、短期間のうちに加害者が被害者に、被害者が加害者や観衆に変わる可能性があります。

国立教育政策研究所が過去3回実施した「いじめ追跡調査」の結果からは、「いじめられっ子(いじめられやすい子)」や「いじめっ子(いじめやすい子)」はほとんど存在せず、多くの児童生徒が入れ替わりながらいじめに巻き込まれていることが示されました。

学校は、常に個々の児童生徒を柔軟な視線で見守らなくてはいけません。

2 いじめの未然防止

いじめ問題において、未然防止に取り組むことは最も重要です。

個々の児童の豊かな心をはぐくむとともに、ささいな行為が深刻ないじめ へと簡単に悪化しない、いじめが起きにくい学校風土・学級風土をつくるこ とが大切です。

そのために、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」という 認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる ための、年間を見通した予防的、積極的な取組を、計画的・組織的に取り組 んでいきます。

(1)人権教育の充実

人権教育の取組を教育活動全体に位置づけ、人権教育の基盤である生命尊重の精神や 人権感覚をはぐくむとともに、人権意識の涵養を図り、いじめは「相手の人権をふみに じる行為であり、決して許されるものではない」ことを理解させ、人の痛みを感じるこ とができる心を育成します。

(2) 道徳教育の充実

道徳の時間を要として、人権教育をはじめ各教科や総合的な学習の時間及び特別活動との密接な連携を図りながら、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深めることで、望ましい他者とのかかわり方や規範意識を育成します。

(3)体験活動の充実

各教科等における他者、社会、自然との直接的なかかわりによる体験活動を充実させるとともに、ボランティア活動や福祉体験、就労体験等を積極的に実施することで、自己存在感をもち、人と関わることの喜び(共感的人間関係)や、役に立てた充実感(自己有用感)を体験することで、共に生きる心を育成します。

(4)「ことばの力」5)の育成

日々の授業やあらゆる学校生活の場面において、感じる・伝える・考える「ことばの 力」の育成を意識したあらゆる取組を展開することで、児童の認識力・思考力・判断力 の向上を図り、正しいコミュニケーションによって望ましい人間関係を築ける児童を育 成します。

(5) 児童の主体的な活動の充実

児童会活動等で、いじめ根絶に向けた児童主体の取組を積極的に実施することで、児 童のいじめ根絶に対する意識の向上を図ります。

また、異年齢交流(地域児童会やコスモス班の取組を重視するとともに、地域と協力したあいさつ運動等を通して、互いに認め合い、助け合える児童を育成します。

(6) 居場所づくり

いじめ加害に影響する要因のひとつであるストレスの緩和に向け、授業や行事等の中

で、過度な「競争的価値観」⁶⁾ や「不機嫌・怒り」「友人ストレッサー」⁷⁾ を生まない取組を推進します。

そのためには、わかりやすい授業の工夫や、授業規律の確立を目指すとともに、授業や 行事等の中で、どの児童生徒も落ち着ける場所をつくることと、すべての児童が活躍で きる場面をつくりだす工夫に努めます。

(7) 未然防止策の効果検証と見直し

上記の取組等を、課題発見・目標設定・計画策定・取組実施のそれぞれについての適 否を定期的に検証するなど、PDCAサイクルによる計画的な取組を進めます。

(8) 家庭・地域との連携

家庭や地域の協力を得るため、上記の取組等をホームページやたよりを使って、広く 広報に努めます。

(9) 未然防止策の計画の作成や実施に当たって

いじめの未然防止のための年間計画の作成やその具体的な実施に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの意見を十分取り入れるよう努めます。

5)「ことばの力」

文部科学省の言語力育成協力者会議「言語力の育成方策について (H19.8 報告)」では、言語力を「知識と経験、論理的思考、感性・情緒等を基盤として、自らの考えを深め、他者とのコミュニケーションを行うために言語を運用するのに必要な能力」であるとしており、京都府ではこの見解を踏まえ、学校、家庭、地域社会が共通して理解し、ともにその育成を目指すものとして「ことばの力」を次のように定義づけています。

- ・言語をとおして知識や技能を理解する力
- ・言語によって論理的に考える力
- 言語を使って表現する力

6)「競争的価値観」

「自分の成績や容姿に劣等感を感じる」「人よりも得意なものがないのでみじめになる」など、他人との優劣に価値を見いだそうとすることがストレスを高める要因になります。

7)「友人ストレッサー」

友だちからからかわれたり、悪口を言われたりすること(いじめを受けたこと)が大きなストレスとなり、他人へのいじめにつながりやすくなります。

※ 国立教育政策研究所の調査では、この3つの要因が高まると、加害に向かいやすくなる (リスクが高くなる)が、実際にいじめに結びつくには「適当な相手」と「適当な方法」 がなければ加害行為に及ばない、ともしています。

3 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながります。

しかし、いじめは教職員が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすく、 エスカレートしやすいものです。そのことを認識し、教職員が児童の小さな 変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない目を持つための取組を充実します。 さらに、保護者や地域との連携をして、情報を収集する等の取組に努めます。

(1) いじめアンケートの実施

いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなるような 取組を意図的・計画的に行い、その取組の成果を評価し改善するための指標とするため、 「無記名式アンケート」⁸⁾ を定期的に実施します。

- · 実施時期 毎学期末(計3回)
- ・実施内容 府・市・学校独自で作成した、人権・いじめに係るアンケート

(2)相談しやすい環境づくり

日頃からの児童との信頼関係づくりをすすめるため、子どもと向き合う時間の確保に 努めます。また、教師に直接相談しにくい児童のため、目安箱等の設置や交換ノートを 行うなどの工夫をします。

児童がいじめを大人に相談することは、非常に勇気がいる行動であり、相談すること でいじめの対象になったりいじめが助長されたりする可能性があることも十分認識した 上で、いじめの相談を受けたときの対応には細心の注意を払います。

さらに、日頃から「いじめられた子を最後まで守り抜く」気持ちを持ち続けるととも に、その姿勢を児童に伝えることで、相談しやすい環境をつくります。

(3) 定期的な教育相談の実施

日常的な相談活動に加えて、いじめアンケートの結果を踏まえた上で、すべての児童 を対象とした教育相談⁹⁾を定期的に実施します。

- ・実施時期 それぞれのいじめアンケートを実施した後の期間
- ・教育相談月間(11月)『お話強化デー」の実施』
- 実施方法 個別面談形式

(4) 教職員研修の充実とチェックリストの活用

教職員のいじめ対応そのものに関する研修や、教職員の「気付き」の力を高める研修 等を計画的・定期的に実施します。

また、「いじめのサイン発見チェックリスト」や「教職員の振り返りチェックリスト」 を活用し、いじめの早期発見に努めます。

(5) 家庭や地域との連携

学校のいじめに関する基本方針やいじめアンケートの結果等を、PTAの各種会議や保護者会等において情報提供するとともに、積極的に意見交換を行い、保護者と協力し

ていじめ問題に対応します。

また、保護者対象のいじめに関する研修会や講演会を実施したり、「家庭用子どものサイン発見リスト」の活用を促すことで、家庭教育の大切さを具体的に理解してもらいます。

さらに、学校の取組や教育委員会の取組の広報活動を、HPや学校だより等で、地域の 関心を高め、地域ぐるみでいじめ問題に対応します。

(6) 関係機関との連携

日頃から警察や法務局、児童相談所等との連携を図り、協力していじめ問題に取り組 みます。

8) いじめアンケートは、あくまで実施した日以前の状況であり、アンケート実施の翌日にもい じめはおこる可能性があります。

いじめアンケートは被害者や加害者を特定することが目的ではなく、普段教師が気付かない潜在的ないじめがどのくらいあるのかを把握し、どの程度の頻度でいじめがおきているかを教職員が自覚し、すべての児童生徒を対象に、「予断を持たない」で観察したり、対策を講じることが必要です。

9)状況によっては、個別相談を実施した上で、集団での面談等を実施することも効果的でしょうし、いじめアンケートとあわせて「生活アンケート」等を実施した上で、相談に望むことも 一つの方法です。

また、人権問題に対する意識の高揚を図る目的から、人権週間等の取組後に、いじめアンケートや個別面談を行うことも一つの方法です。

4 いじめへの対応 10)

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、以下の点に留意しつ、学年及び学校全体で早急に対応することが必要です。

(1)初期対応

- ①直ちに学年の教師や学年主任等に報告の上、管理職も含め、組織的に対応する。
- ②いじめを受けた児童やいじめを通報してきた児童の安全を直ちに確保する。

(2)事実の確認

- ①個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って行う。
- ②事実確認の際には、児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報 に十分配慮する。
- ③いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、組織的に判断する。
- ④いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児

童をきめ細かく観察したり、周辺の状況等を客観的に確認する。

(3) 対応方針の決定及び指導

- ①対応・指導のねらいを明確にし、共通認識を図る。
- ②いじめの認知から対応方針の決定までは、いじめを認知したその日のうちに対応することを原則とする。
 - なお、いじめが重篤な場合や、いじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合等は、把握した状況をもとに、十分に検討し、慎重に対応する。
- ③いじめを受けた児童へは、必ず解決できる希望がもてることを伝えるなど、心配や不 安を取り除くよう努める。
 - 必要がある場合は、いじめた側の児童を別の教室等において学習させる等の措置を行う。
- ④いじめた側の児童に対しては、いじめた気持ちや状況等について十分に聞き、その児童の背景にも目を向けながらも「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度で指導し、状況に応じて適切な懲戒を与える。
- ⑤その行為が「いじめに当たる」と判断した場合であっても、好意から行った行為が意図せずに相手側に心身の苦痛を感じさせてしまった場合等については、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。

(4)保護者との連携

- ①いじめを受けた児童の保護者へは、家庭訪問等で直接面談し、事実関係を適切に伝えるとともに、適宜連絡を密に取る。
- ②いじめた側の児童の保護者へは、正確な事実関係を説明するとともに、よりよい解決 を図ろうとする思いを伝える。
 - また、当該児童の変容を図るために、家庭とともに今後のかかわり方等を一緒に考える。

(5) 関係機関等との連携

- ①いじめ行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合や、児童生徒の生命、 身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、警察へ早期に相談する。
- ②関係機関等との間で連絡窓口となる教職員を事前に指定し、関係機関に周知する等の 連携を図る。
- ③いじめを認知した場合には、適宜、教育委員会に報告する(重大事態以外は月例報告)。

(6)教育委員会への連絡

①いじめが認知された場合には、適宜教育委員会へ連絡入れるとともに、適切な指導助 言を受ける。

10) いじめへの対応の方法や流れについては、別添「いじめ指導マニュアル(組織的ないじめ対応の流れ)」を参考に、フロー図等で整理をしておくことが必要です。

5 いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向けて、その取組を検証したり、 問題発生時に、早急かつ的確に対応し、早期に解決を図るための体制を整備 します。

(1)「木津川市立木津川台小学校いじめ対策委員会」の設置

いじめの早期発見及びいじめへの対処を実効的に行うため、その中核となる委員会を、以下の主な役割や構成員により設置します。

【主な役割】

- ①学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成(研修計画等も含む)・ 実行・検証・修正の中核となる。
- ②いじめの実態を把握し、対策を検討するため定期的に会議を開催するとともに、状況 に応じて臨時に会議を開き、いじめ問題に対応する。
- ③いじめの相談・通報の窓口となる。
- ④いじめの疑いに関する情報(いじめアンケートや教育相談等の結果)や児童の問題行動に係る情報の収集と記録を行うとともに、全教職員に情報の共有を図る。
- ⑤いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共 有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護 者との連携といった対応を組織的にするための中核となる。

【構成員】

- 〇管理職
- 〇教務主任·主幹教諭等
- 〇生徒指導主任
- 〇教育相談主任 等

【組織構成上の留意点】

- ①学校の規模等に応じて、学年主任や養護教諭を加える等、学校の実情を考慮した組織 にする。
- ②該当児童の担任等、児童とかかわりの深い教職員を適宜加えられる等、柔軟性を持たせた組織とする。
- ③状況に応じて、小学校においては拠点校の中学校と協議の上、スクールカウンセラーの派遣を要請する等、より実効性のある組織とする。
 - また、学校医や学校評議員、PTA役員等にも協力を得られる体制を整備しておく。

6 ネットいじめへの対応

急速に進歩しているインターネット上やスマートフォン上で行われるいじめに対応するため、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要があります。

(1)ネットいじめの未然防止

学校での情報モラルに関する指導は重要ですが、学校の指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、以下のことについて家庭・保護者と連携し、双方で指導を行う必要があります。

【学校が取り組むべきこと】

- ①児童に対する情報モラルに関する指導は、情報教育の中だけではなく、道徳の授業や 各教科の指導の中でも積極的に取り扱うこととし、指導した内容については、通信等 を通じて保護者に伝えることで、家庭との連携を図る。
- ②ネットいじめ防止に関する情報や協力依頼を、保護者会やPTAの各種会議等で積極的に広報するとともに、PTAと連携して、最新の情報モラルに係る問題についての研修会を実施するなど、保護者の関心を高める取組を実施する。
- ③他のいじめへの未然防止と同様、児童会等の取組を積極的に支援し、児童の意識の向上を図る。

【家庭に協力を依頼すること】

- ①児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であるため、その使用方 法や使用時間などの具体的なことについて、ルールを決めてもらうよう協力を求める。
- ②特に、携帯電話・スマートフォンを持たせることの必要性については、家庭において 十分検討してもらうよう啓発を行う。

(2) ネットいじめの早期発見・早期対応

ネットいじめは、学校等での人間関係に起因するものの、学校内で行われることがほ とんどなく、さらに発見しにくいいじめの一つです。そのために、学校における児童一 人一人への予断を許さない観察はもちろん、家庭での気付きを促す取組が必要です。

【学校が取り組むべきこと】

- ①いじめアンケートに加え、ネットいじめに特化したアンケート等を実施することで、 児童の状況を把握し、対策を検討する。
- ②書き込みや画像の削除、チェーンメールへの対応等、具体的な対応方法について研修 するともに、保護者への助言や協力を依頼する。

【家庭に協力を依頼すること】

○家庭においては、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童 が見せる小さな変化に気付けるよう、未然防止と合わせて保護者への啓発を行う。

7 重大事態への対処

万が一、いじめによる重大な事態が発生した場合には、その事態に対処する とともに、同種の重大事態の発生を防止するため、速やかに対処しなくてはな りません。

(1) 重大事態とは

- ー いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを 余儀なくされる疑いがあると認めるとき。

【いじめ防止対策推進法 第二十八条 より】

•「いじめにより」とは

各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめであることを意味する。

- •「生命、心身又は財産に重大な被害」とは いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば
 - 〇 児童生徒が自殺を企画した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
- •「相当の期間」とは

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定 期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらない。

【文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」 より】

〇児童又は保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申出があったときには、 その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考 えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(2) 重大事態発生時の学校の対処

- ①学校は、速やかに市教育委員会へ報告する(まず第一報、その後別紙様式で)。
- ②学校と市教育委員会との協議の上、速やかに組織を設け、調査を行う。その際の調査

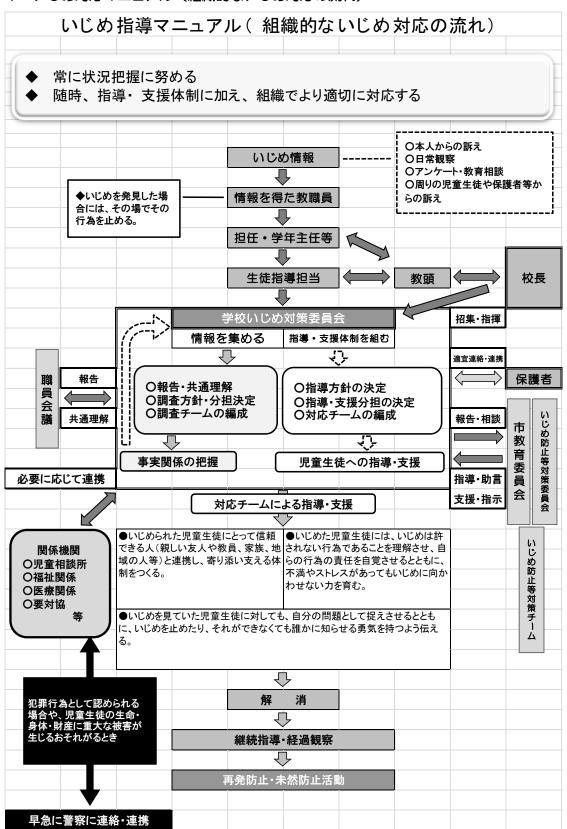
主体は、事態の状況により、教育委員会が判断し、学校が調査する場合には市教育委員会は情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。 また、その際実施するアンケート等の結果は、いじめを受けた児童及びその保護者に

提供する場合があることを、事前に調査対象となる在校生及びその保護者に説明する。

- ③学校及び市教育委員会は、調査機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査 結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- ④いじめを受けた児童及びその保護者に対する調査結果の提供は、学校と教育委員会と 連携し、適切に行う。また、適時・適切な方法で経過報告も行う。
- ⑤情報提供に際しては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことはあってはならない。

【資料編】

1 いじめ対応マニュアル(組織的ないじめ対応の流れ)



2 重大事態発生時の対応フロー図(学校用)

重大事態対応フロー図

学校からいじめの報告

〇必要に応じ、学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は報告事案について市教委自ら必要な調査を行う。

学校から重大事態発生の報告

市教委が、重大事態の調査の主体を判断

〇従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に、必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合

○学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

市教委において調査を実施

市教委が調査主体の場合

● 市教委の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 木津川市いじめ防止等対策委員会(仮称)を調査組織とする。
- ※ 当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者により、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査によって明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを 念頭におき、調査に立ち、その旨を調査対象者に説明する等の措置を行う。

● 調査結果を市長に報告

※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校が調査主体の場合

● 学校への必要な指導及び支援、市長に報告

- ※調査を実施する学校に対して必要な指導及び適切な支援を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する調査結果の情報の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。
- ※ 学校からの調査結果の報告を受け、市長に報告する。

市長が再調査を行う場合

● 調査主体のもと、資料の提出など、調査に協力

3 重大事態発生時報告様式について

(別紙様式)

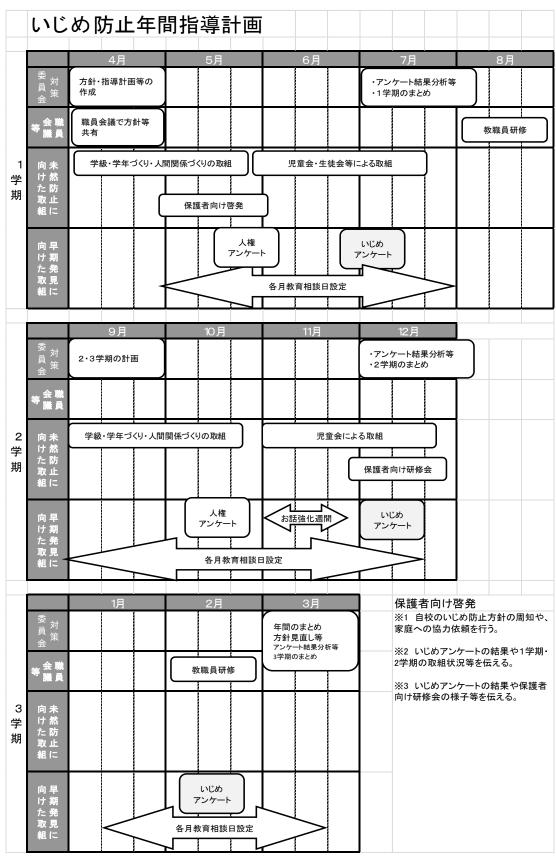
平成 年 月 日

いじめに係る重大事態について (報告)

1	学校名 校長名	木津川市立	学校	(児童生徒数	名	学級数)
2	重大事態の)具体的事象(例:	自殺未遂)				
3	当該児童生 氏名((歳) 担任名((第 学年 組	男•	女))	
4 (1)重	事象の概要 ⑤大事態発生	E 生日時及び場所					
(2)重	重大事態の身	具体的な内容					
		百るまでの経緯 耳態に至った理由と	こして学校だ	が把握している¶	事実及	び疑われる	事象を含む)
(4)当	牟校の対応	(含;保護者対応)					
(5)4	今後の予定等	学					

(注) 記入に当たっては、他の児童生徒のプライバシー等に十分配慮すること。

4 いじめ防止に係る年間計画



5 人権アンケート

			とも	だちで	アンケ	ート	(ていか	「くねんよう))	
	1	- /	17.					おんな		
_	7	aん	_<み				男・	女 (○をして	こください)	
1	いちが	「っきがはし	ごまって から	いままで	、だれかに	つぎのよう	なことをされ	ıて、 <u>いやだと</u>	さおもったこん	上 は
	ありまし	<i>、たか。あれ</i>	ば、された	こと すべて	に○をして	ください。				
2	1で〇	をつけたこ	とは、いまで	でもつづい	ていますか。	っづいて	いれば○を	してください。	1	
								ありましたか?		2 つづいて いますか?
1			なることを v ことを いわね		わるくちや		'		\rightarrow	
<u></u>			はれたり、た		レがドごん	L				
_			んだりして				T		-	
3			, たり、あそ.	ぶふりをして	こたたいた	ŋ			-	
	1) 6)	にたりした。 								
4	ひどく	ぶつかられ	たり、たたフ	かれたり、け	られたりし	た。			—	
(5)	tons	りものをく	」 .れと いわれ	1.7-						
9	U) (, 0,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, A UC Y :42A	-,-0						
6	むりや	りおかねを	とくれといれ	っれた。					\rightarrow	
<u> </u>	1 11 2	.2. 25 la 2	lo shahabil	a 2 10 - 1-	ل ۱۵۱ خاما					
(T)	ものを	かくされた	:り、ぬすま <i>i</i>	れたり、こわ 	されたりし7	<u>د</u> .				
8	おかれ	なを かくされ	こたり、ぬす	まれたりした	÷.					
9	いやな	こと、はず	かしいこと、	きけんなこ	とをされたり)、させられ	た。			
10			いでんわな	どで、いや	なこといわ	れたり、			\rightarrow	
	/3-/3-4	いたりした。 								
11)	そのほ	きか,()		—	
2	1 m > l	がなったの	l Dはいつごろ	こっさか (i	つき)/ァ 日 よっふい	ハア		1,,,	かばってい	
			ハない人は			,,,	1	角ごろ	おぼえてい ない。	2
		υ	٤							
4	1のこと	:があった丿 ①いやなお	•	とでいまは	どんなおも	いですか。 ②いまも、い		ものに○をし	てください。 	
		いまはな	<i>د</i> ر ا			おもいをし				
5	1のし	つもんに、	ひとつでもの		 ぃఽ 人は、その	ことを だれ	かに そう	 だん しましただ),	
			てください。							
		そうだんした		だれに→	①かぞく		②せんせい	,	③ともだち	
		していない			④そのた	(だれに:	I)	
6	いちが	「 うき がはし	こまってか!	ら いままで		 れているひ	 とを		ある	
	みたこ	とがありま							ない	
F .						1.8 (/	10.			
しあ	る」にC)をつけた	ひとは、しっ	ていることを	とかいてく7	ごさい(い へ	つ・どこで・7	ごれが・どんな	ことをされて	<i>いた</i>)。
7	いまご	まっている	ことや、せん		だんしたい	ことがあれ	ばしたにか		, (いえのこと	でもなんでもん

				とも	だちで	ンケー		(小学校中学	年用)	I		
	-	ん <u></u>	\ \#				ಸ್ಟ್ ಸ್ಟ್ ⊞ . 	a F (0+1 = 1	١ , , ۷ ، ۷ ،			
	,10-		(0)				<i>5</i> 5 - 9	【 (○をして<	(たさい)			
1	がっき 1 <u>学期</u> (<u>のはじまりか</u>	^{いま} ^ら今まで 、	っき 次のようなこ	とをされて <u>し</u>	。 やな思いを	きしたこと に	はありましたか	0			
	あれば、	されたことす	べてに○を	してください。								
2	1で○を	こつけたことに	ま、今でも続	いていますか	。続いてい	れば○をし	てください。			2		
								ありましたか?		2 つづいて いますか?		
(I)	ひやか	し、からかい、	- Maぐち . 悪口、おど	もゃく し文句など、	いやなことを	ぃ >言われた。			\rightarrow			
Ě												
2	仲間は	ずれにされた	しゅうだん こり、集団でき	無視された。					—			
(a)	あそ	かわてどっ	ふさわたり	 ++->\h+\n	1 1ナト わ た 1/	11 +-						
(3)	世かか	りをしてかり	かっちょいこり、	たたかれたり	1, 1) 64 1/25	した。			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
4	ひどくふ	ぶつかられた	り、たたかれ	たり、けられ	たりした。				\rightarrow			
	tυ	もの	ı									
5	無理や	り物をくれと	言われた。									
6	まり無理や	かね りお金をくれ	ぃ と言われた。									
	もの ぬす	to (
7	物を盗	まれたり、隠る	されたり、これ	っされたりした	-0				-			
8	かね 8 お金を	い なまれたり、 	。。 隠されたりし	た。					-			
9	いやなご	こと、はずかし	しいこと、危険	ん 食なことをされ	いたり、させら	かた。			-			
10	パソコン	が携帯電記	っとう きず 舌等で傷つく	ようなことや、	いやなことを	された。			-			
11)	その他	()			\rightarrow			
			<i>25</i>	?								
			ひと	か。①に月を ○をしてくださ 			1	月ごろ	おぼえてい ない。	2		
4	1のことだ	があったひと	は、そのこと	ぃォ で今はどんな	ぉぉ c思いですカ	。 当てはま	- るものに○を	· してください。				
		①いやな思い 今はない。	ハは、			②今も、いや をしている						
		肌、ひとつで		た人は、その	うことを誰か	そうだん に相談 しま	したか。					
	どちらか	にOをしてく 	ださい。									
		きうだん 相談した		^{だれ} 誰に→	***< ①家族		②先生		®友人			
		していない			* ④その他	th (誰に:)			
6	がっき 1 <u>学期</u> (の <u>はじまりか</u>	_{いま} い <u>ら今まで</u> 、	いじめられて	いる人を				ある			
	見たこと	がありますか	。 どちら7	かに○をして	ください。		1		ない			
「あ	るにつ	<u>-</u> をつけたでい	はしってい	いることを かい	ヽてください	いつ・どこて	 ・だれが・ド	んなことをされ	1ていた).		1	
	J,O	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,	J //	. ,,,,,,	,						
7	いまごま 今困っ	ていることや、	、先生に相談	。 炎したいことか	があれば下に	* 書いてくだる	さい。(家のこ	とでも学校の	ことでも何で	もよい)		
\vdash				1				1	1			

			l	ハじめ	アンケ	ート	(小学校)	高学年・中等	学生用)		
_	年	組					男・タ	【 (○をして	ください)		
4	- MA 400		+- >+-	1. 5.3 1.3. 3.	lo 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		>1. 1.2.2 10.2.1	J1.			
-			まで 、次の。			(思いをした)	<u></u> (はめりまし	ン/こ7ジ ₀			
			すべてに○を								
2	1で〇	とつけたこと	は、今でも続	いています	か。続いてい	ハれば○をl -	ノてください。 				
								1 ありましたか?		2 続いて	
_								BOSEDICIO:		いますか?	+
(1)	ひやか	し、からかい	、悪口、おと	ごし文句など	、いやなこと	を言われた	0				
(2)	仲間は	ずれにされ	たり、集団で	無視された。							
	44- ×* ×	10+1			to 11.2.12	101 -1					
(3)	近かか	りをしてふつ	oかられたり、 -	7こ7こかれいこ	り、けられた	こりした。					<u> </u>
	~1.10.2	* - 1 > 12	10 . 5 . 5 . 7 . 7.								
(4)	085	いっしょしょ	こり、たたかオ	いたり、けられ	いたりし7こ。 						
	/mr rm c>	10 th/m + 2 lo 1.	=1-10-2								
(9)	無理へ	り物をくれと	言われた。								
(C)	ATTLE SHE	nナンムナノン	し いと言われた。								
0	無理べ	りや金を(4)	し <u>て 目 4 2 4 し/こ</u> 。								
7	かな次	よわたり 四	されたり、こ	わされたりに							
	物で盆	エ4 いこり、同	10/L7, C	470401290	/						
(Q)	お会た	次まわたり	隠されたりし	<i>†</i> -		ı	ı				
0	40.2E.G	EE 34 0/27	応じないこりし	//_0							
9	しんかん	トレ けずか	しいこと、危	 除かとしかさ:	わたり させ	られた	ı				
			U, CC(/E		10/2/ 2 2	340728					
(10)	パソコン	/や携帯雷	活等で傷つく	ようなことや	いやなこと	・をされた。					
		() () ()	10 17 189 - 1	(01) 1120 (/		
(II)	その他	()				
							, 				
			よいつ頃です				(Ī)	月頃	覚えていな	②	
た	さい。第	£えていない _	人は②に〇	をしてください	√,°			7.130	い。		
4	1のこと	」 があった人に	」 よ、そのことで	 で今はどんな	思いですか	· ゝ。当てはま	 るものに○を	こしてください			
		①いやな思				②今も、いや					
		今はない。				をしている	0				
5	1の質問	ー に、ひとつで	ものをつけた	人は、そのこ	とを誰かに	 相談 しました	:か。				
		に○をして					-				
		+n=#/. t		誰に→	①家族		②先生		③友人		
		相談した		пште			@ <i>7</i> L1.				
		していない			④その他	(誰に:)		
			きで 、いじめら		を見たことが				ある		
	xソソ よ 9 7	<i>₁</i> ₀ とりり	かに○をして	//cdv.					ない		
「あ	る」に〇	をつけたひ	とは、しってい	ハることを か	いてください	ヽ(いつ・どこ	で・だれが・	どんなことを	されていた)。		
7	今困っ	ていることや	、先生に相談	談したいこと	があれば下	に書いてくた	ごさい。(家σ	ことでも学校	のことでも何	でもよい)	
		ī							ī	ī	<u> </u>

6 教職員の振り返りチェックリスト

	教職員の振り返りチェックリスト							
		(月 日~ 月 日)記入者氏名()						
場面		チェック項目						
	1	どの子にも同じように明るくあいさつをしていますか						
あいさつ 健康観察	2	あいさつする子どもの声の調子や表情の変化に注意していますか						
-	3	不調を訴える子どもの言葉をきちんと受け止めていますか						
	4	乱暴な言葉遣いをしていませんか						
	5	どの子にも発表の機会を与えていますか						
	6	子どもが不快に思うような冗談や皮肉を言っていませんか						
授業中	7	子どもの発言や意見を、まず受け止めて対応していますか						
技术中	8	できる子、できない子と、先入観をもって接していませんか						
	9	感情的に叱っていませんか						
	10	一人の子どもを大勢の前で叱っていませんか						
	11	間違いや失敗を嘲笑する子どもを見逃していませんか						
	12	みんなに同じ言葉遣いで接していますか						
	13	子どもの訴えにすぐ対応していますか						
休み時間	14	一人一人の子どもを認める言葉を選んで話していますか						
	15	いつも同じ子どもと遊んだり話したりしていませんか						
	16	子ども同士のトラブルを見て見ぬふりをしてはいませんか						
給食	17	好き嫌い等に対する正しい指導を心がけていますか						
和良	18	子どもたちと会話を楽しみながら食事をしていますか						
担险	19	子どもたちの仕事が均等になるように配慮していますか						
掃除	20	他のクラスの子どもにも同様に指導をしていますか						
	21	子どもたちを認め、ほめ、励まし、伸ばしていますか						
	22	悪いことはきちんと注意していますか						
	23	子どもたちの表情や態度の変化を注意深く見ていますか						
甘士次和	24	積極的に子どもたちと対話していますか						
基本姿勢	25	役割や仕事を公平に分担できるような指導ができていますか						
	26	真面目に頑張る子どもが生き生きと活動できる教室ですか						
	27	教室は潤いのある学習環境になっていますか						
	28	いじめは絶対許さないという強い姿勢を持っていますか						
Z (7 /4)	29	地域や保護者からの情報を受け入れていますか						
その他	30	気軽に相談し合える同僚や先輩はいますか						

学校が読む「いじめ防止対策推進法」概要

※学校に関係する主な条文抜粋

1. 総則·基本方針

第2条 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する 学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う 心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるもの を含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じてい るものをいう。

・第8条 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

・第13条 学校いじめ防止基本方針

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2. 学校の設置者・学校が講ずべき基本的施策

- ・第15条 学校におけるいじめの防止 (道徳教育・体験活動等の充実、児童生徒が自主的に行う者に対する支援、児童生徒・保護者・教職員への啓発等)
- ・第16条 いじめの早期発見のための措置 (定期的な調査などいじめを早期に発見するため必要な措置、いじめの 相談を行うことができる体制整備)
- ・第18条 いじめの防止等の対策に従事する人材の確保及び資質の向上 (いじめに関する校内研修の実施など資質の向上に必要な措置を計画 的に実施)
- 第19条 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

3. いじめの防止等に関する措置

・第22条 いじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く

第23条 いじめに対する措置

- ① 教職員や保護者などは、児童生徒からの相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、児童生徒が在籍する学校へ通報その他の適切な措置をとる
- ② 学校は、通報を受けたときや、学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を当該学校の設置者に報告する
- ③ いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者への支援や、いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う
- ④ 必要な場合は、いじめを行った児童生徒を別室で学習させる等、 いじめを受けた児童生徒などが安心して教育を受けられるように する
- ⑤ いじめの事案に係る情報をいじめを受けた児童生徒の保護者やい じめを行った児童生徒の保護者と共有するための措置などを行う
- ⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は所轄警察署と連携して対処し、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める
- 第25条 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、児童生徒がいじめを行っている場合で教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える

4. 重大事態への対処

第28条 学校の設置者又は設置する学校による対処

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・ 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- ・第29条~第31条 地方公共団体の長等への報告
 - (国立の学校) 当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、 文部科学大臣に報告しなければならない。
 - (公立の学校) 当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した 旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。
 - (私立の学校) 重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事に 報告しなければならない。

9 知っていますか「いじめ防止対策推進法」学校編

知っていますか「いじめ防止対策推進法」[学校編]

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成への重大な影響のみならず、児童生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

「いじめ防止対策推進法」は、社会総がかりで、このいじめの問題に対峙(じ)するために、基本的な理念や体制を定めた法律です。

Q 法律で、学校は何を求められていますか?

学校は、「学校いじめ防止基本方針」を策定 し、HPなどで公開してください。学校は、この基本方針に基づき、体系的・計画的に、いじめの防止(未然防止)・いじめの早期発見に取り組み、いじめがあった場合の対応に備えることが必要です。

また、<u>いじめの問題への対策のための組織を各学校に設置</u> し、校長のリーダーシップの下、この組織が司令塔となって、学校基本方針で定められたことを実行に移してください。また、いじめの疑いに関する情報があれば、この組織に集約し、集まった情報を基に、いじめの問題に組織的に対応することが求められます。

Q 教職員一人一人に求められることは何ですか?

学校が組織的に、学校基本方針で定められた取組を実行するためには、一人一人の先生方それぞれの役割に応じた対応が求められます。

例えば、<u>いじめを未然に防止</u> するには、日常的に学級や集団の中でいじめの問題に触れるなど、全ての子供に対して継続的な働きかけが必要ですし、<u>いじめの早期発見</u> には、定期的な調査や、ささいな兆候(ふざけのようにも見えるような"気になる行為"等)にもアンテナを高く保つことが必要です。<u>いじめかな?と疑われる情報があれば、一人の先生が抱え込まずに、学校に置かれた組織へ伝えて、組織的に対応していく</u>ことが求められます。

Q 重大事態とは、どんな事態ですか?

いじめにより、児童生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間(※)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合、これを「重大事態」として学校の設置者に

報告し、その後の調査の仕方などについて、対応を相談する必要があります。(※) 年間30日を目安(又は一定の期間連続して欠席している場合)

重大事態の発生時にはまだ、それが「いじめによる」ものか判断できないかもしれませんが、<u>重大事態の「疑い」があった場合や、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったら、すぐ</u>に学校の設置者に報告・相談してください。

10 相談に関する専門機関

相談に関する専門機関

- ◇ 全国統一24時間いじめ相談ダイアル(24h対応) 0570-0-78310
- ◇ 京都府総合教育センター・ふれあいすこやかテレフォン(24h対応)
 ※教職員の相談も受け付けています。
 075-612-3268(3301)
 0773-43-0390
 メール相談 http://www.kyoto-be.ne.ip/ed-center/m/soudan.htm
- ◇ ネットいじめ通報サイト (24h対応)
 http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/netijime.htm
- ◇ 少年サポートセンターヤングテレホン(24h対応) 075-551-7500
- ◇ 京都いのちの電話(24h対応)075-864-4343
- ◇ 子どもの人権110番 0120-007-110
- ◆ 木津川市いじめ防止等対策チーム(木津川市教育委員会学校教育課内) 0774-75-1230(午前8時30分~午後5時)